## 国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学農学府・農学部運営規則		
平成16年4月7日		
16農 経教 規則第1号		
第1条~第5条 省略	第1条~第5条 省略(現行どおり)	
OTHER A.	(ARM T. F. A.)	
(運営委員会)	(運営委員会)	
第6条 学府及び学部に置く運営委員会(以下「運営委員会」という。)は、次		
の各号に掲げる事項を審議する。	の各号に掲げる事項を審議する。	
1~3 省略	1~3 省略(現行どおり)	
4 運営委員会に委員長を置き、学府長又は学部長をもって充てる。	4 運営委員会に委員長を置き、学府長又は学部長をもって充てる。	
5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。	5 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。	
	6 議長に事故があるときは、あらかじめ農学府長又は農学部長が指名した学府	
<u>7</u> 運営委員会において委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。	副府長又は農学部副部長が議長となる。	
8 運営委員会は、別に定めがある場合を除き、出席者の3分の2以上の賛成を		
もって決する。	8 運営委員会において委員が出席できない場合は、代理の出席を認める。	
9 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くこ	9 運営委員会は、別に定めがある場合を除き、出席者の3分の2以上の賛成を	
とができる。	もって決する。	
10 その他運営委員会については必要な事項は、別に定める。	10 運営委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴く	
	ことができる。	
	11 その他運営委員会については必要な事項は、別に定める。	
第7条~10条 省略	第7条~10条 省略(現行どおり)	
附則省略	附 則 省略(現行どおり)	
7/4 [2]		

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。